

海外安全対策情報（2020年7月～9月）

1. 治安情勢

(1) ブリスベン及びゴールドコースト地区

窃盗、薬物事犯等の犯罪発生率は日本と比較すると依然として極めて高く、邦人を被害者とする各種事案も散発している。また、少年犯罪が深刻化している。

(2) ケアンズ地区

ケアンズ市、タウンズビル市及びその近郊は州内においても犯罪率が高い地域であり、警察官の増員やパトロール強化等の治安改善努力が行われている。

2. 一般犯罪の傾向

コロナ禍により、人々の外出が減少したことに伴い、侵入盗の発生が減少傾向となった地区がある一方で、ドメスティック・バイオレンス（DV）の危険性が増加している。

(1) ブリスベン及びゴールドコースト地区

ア 旅券の盗難等が発生している。

イ 夜間の徒歩通行中に襲撃され、金品を強取される事案が発生している。

(2) ケアンズ地区

ケアンズ市及びその近郊では、邦人が被害者となる窃盗等が散見される。外出時や就寝時等に被害に遭遇しやすいので、家屋又はホテルの部屋のドア、ベランダ出入り口及び窓等については確実に施錠する。また、飲食店や公園などでの置き引き被害にも注意を要する。

3. 殺人、強盗等凶悪犯罪の事例

(1) 2020年9月5日（土）午後2時00分頃、邦人女性が帰宅のため、The Gabba 近くのイースト・ブリスベン地区バルチャー通り（Valture St）を単独歩行中、面識の無い男が近寄り、突然ナイフにて切りつけ、深刻な怪我を負った。

(2) 本件以外にも夜の公園や歓楽街等では、暴行、窃盗、薬物関連事件等が度々発生しているほか、2020年2月23日（日）午前10時頃、ブリスベン市中心部のメアリー通り（Mary St.）において、海外からの男性旅行者が見知らぬ男に突然刺されて負傷し、病院へ搬送される事案が発生している。

(3) また、2020年5月には、バンダバーグに所在するバックパッカーズ用ホ
テ

ルに宿泊中の邦人男性が財布の盗難被害に遭い、同犯人から財布を取り返そうとしたところ突然ナイフで切られ、指を負傷する事案も発生していることから十分注意する必要がある。

(4) 2016年7月の深夜、ケアンズ・セントラル・ショッピングセンター付近で、邦人女性が男に襲われ、顔を殴られた上に羽交い締めされたところを

通行人に助けられるという事件が発生した。男は、その事件の数時間前にも同じ場所で韓国人女性に対して性的暴行を行っていた。夜間に照明の少ない場所を徒歩や自転車で通行することは控える必要がある。

4. テロ・爆弾事件発生状況

- (1) 現在、具体的なテロの脅威を示す情報の把握はないが、メルボルンやシドニー在住の男がテロを計画していたとして逮捕される事件が発生しており、最新情報の入手等に努める必要がある。
- (2) 豪州政府のテロ警戒レベルは、引続き5段階中上から3番目のprobable（起こりそうである）とされているため、日頃から報道等を通じてテロ関連情報の収集に努めるとともに、周囲に不審な状況がないか注意し、万が一不審者、不審物を発見した場合には、不用意に近づかず、警察への通報を行うことが望ましい。

5. 誘拐、脅迫事件発生状況

邦人が関係する事案は発生していない。

6. 対日感情

- (1) 一般的な対日感情は極めて良好であり、現在までのところ、日本人や日本企業の安全に対する脅威となり得る具体的な動きは特段認められないが、日本による国際捕鯨委員会の脱退に対する抗議や、イルカ漁、環境問題、歴史認識等関連の抗議活動の動向には注意を払う必要がある。
- (2) 新型コロナウイルスを原因として、アジア系市民に対する差別行為や嫌がらせが発生しており、少数ではあるが、在留邦人から大使館や総領事館に新型コロナウイルス関連の差別被害や嫌がらせに遭ったとの報告もある。万が一被害に遭った場合は、自らの身の安全を確保することを最優先とし、急いでその場を立ち去ると共に、被害に遭った際は、下記リンク先を参考として、必要に応じて警察等への通報等を行うことが望ましい。

当館HP「差別行為や嫌がらせの発生」

https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/downloads/cvirus23042020_2.pdf

7. その他

- (1) アパート契約をめぐる詐欺行為やシェアハウスのボンドに関するトラブルも散見される。
- (2) 求人広告等に掲載されている仕事の中には違法な仕事である場合や、労働条件・待遇が違法である場合もあることから、仕事を始める前に内容等を良く確認のうえ、違法行為に巻き込まれることのないよう注意が必要である。

当館HP「ワーキングホリデー査証で渡航される皆様へ」

<https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/downloads/waahori13122019.pdf>

(3) 当館では、当地DV被害者支援団体「Migrant Women's Emergency Support Service」と提携し、2018年4月1日より、当地在留邦人の方を対象とするDV相談窓口を開設しています。同窓口では日本人ケースワーカーにDVに関するお悩みをご相談頂くことができますので、お困りの方はご利用下さい（他州に居住する方には、お住まいの州の適切なDV支援機関をご紹介します）。

10月21日現在、日本人ケースワーカーの対応可能日時は以下のとおりとなっています。

月・火：午前9時～午後4時

金：午後1時～午後4時

当館HP「DV被害者支援のための相談窓口開設のお知らせ」

https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/downloads/IWSS_21102020.pdf

当館HP「DV被害でお悩みの方へ」

<https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/downloads/dvinfo21102020.pdf>